

ながよミックン商品券発行事業実施要領

第1条（目的）

長引くコロナ禍に加え、昨今の物価高騰により町内の経済が厳しい状況にあることを受け、コロナ禍で影響を受けた商工業者の下支えを目的として、長与町内の店舗で使えるプレミアム付き商品券「ながよミックン商品券」を発行し、消費喚起による町内の景気回復を図るため本事業を実施する。

第2条（発行者）

発行者は、西そのぎ商工会（長与支所）とする。

第3条（加盟店）

長与町内で事業を営む者で、西そのぎ商工会に登録申請を行い加盟店として認められた者

- 2 加盟店登録申請を行い、加盟店として認められた者
- 3 加盟店は、ステッカー等で加盟店である旨を店頭などに表示する
- 4 加盟店は、長与町内に所在地を置く店舗（事業所等）に限る
- 5 加盟店の単位は、営業店等毎とする
- 6 その他西そのぎ商工会（商品券発行事業委員会）で協議し認められた者

第4条（加盟店の基準）

加盟店の種類区分の基準は、別表1のとおりとする。

第5条（加盟店登録料）

加盟店登録料は、無料とする。

第6条（発行総額及び販売総額）

ながよミックン商品券の発行総額は5億1,600万円とする。

- 2 発行総額のうち、販売総額は3億960万円とし、2億640万円をプレミアム分とする。

第7条（販売方法）

7月中旬より長与町内居住者で住民基本台帳（基準日：2022年7月1日）に記録されている世帯の世帯主（約17,200世帯）へDM（ゆうメール）で案内し、同封のはがきにより、11月30日（水）までに申し込みいただき、8月中旬から随時代引き郵便で発送予定。（7月2日以降転入の世帯へは、希望者に随時案内予定）

第8条（ながよミックン商品券の額面及び種類）

ながよミックン商品券の額面及び種類は次のとおりとする。

- (1) 割引2,000円（プレミアム）を含む一冊（券面額）5,000円（販売額3,000円）とする。
- (2) 券の額面は、1,000円券（5枚）とする。
- (3) 券の種類は、全ての加盟店で使用できる券（3枚・3,000円分）と、大型店（加盟店のⅡ種店）では使用できない券（2枚・2,000円分）の2種類とする。

第9条（ながよミックン商品券の発売）

ながよミックン商品券の購入対象者は、長与町内に住所がある世帯の世帯主に限る。

なお、1世帯あたり6冊まで購入可能とする。

- 2 その他購入対象者の管理は、商工会で行うこととし、確認については長与町役場が行うものとする。

第 10 条（ながよミックン商品券の利用）

ながよミックン商品券の利用期間は発行日から2023年2月5日までとする。

- 2 現金への換金はしない。
- 3 額面未満の買物でのつり銭は出さない。
- 4 第三者への転売、譲渡は禁止する。
- 5 ながよミックン商品券を郵送する際には、加盟店一覧表を添付する。

第 11 条（ながよミックン商品券の決済）

使用済みのながよミックン商品券は、裏面に受領した加盟店の印を押印し、西そのぎ商工会長与支所に、換金請求書を添えて提出する。

- 2 商工会は、各締日毎に請求を受けた換金額を取りまとめ、加盟店に対し指定口座に振込み、決済する。

第 12 条（換金手数料）

換金手数料は、下表のとおりとする。

会員	会員外	
	I 種店	II 種店（大型店）
無料	1%	2%

第 13 条（換金期限）

換金期限は、2023年2月28日とする。

第 14 条（管理）

販売前のながよミックン商品券は、西彼杵郵便局で保管する。

- 2 決済済みのながよミックン商品券は穴開けし、5年間西そのぎ商工会長与支所で保管し、その後破棄する。
- 3 ながよミックン商品券は特別会計とし、回収、換金の振込処理、未換金残高などの管理は、西そのぎ商工会長与支所で行う。

第 15 条（監査）

会計、換金処理等にとまなう管理運営等についての監査は、西そのぎ商工会特別会計として西そのぎ商工会監事が行う。

第 16 条（その他）

この要領に定めのない事項については、西そのぎ商工会長が決定する。

1. 附則

この要領は、2023年3月31日をもって終了する。

別表 1（加盟店の基準）

加盟店種類	基準	備考
I 種店	下記以外の事業所	全券とも使用可
II 種店 （大型店）	次の①②をともに満たす事業所（飲食店は除く） ①店舗面積（作業場、倉庫等除く。ただし専用駐車場は含む）330㎡を超える。 ②従業員数（パート含む）が10名以上。	全店舗で使用可券のみ使用可

※加盟店種類の基準は店舗（事業所等）単位で実施する